

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
令和8年5月に開催された協議の結果を以下のとおり公表します。

つくば市長 五十嵐立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	谷田部 地区 第14区
協議の結果 取りまとめ年月日	令和8年5月21日

【申出案件】

	1	地域計画への位置付け	計	ha
○	2	地域計画からの除外	計	0.43 ha
	3	地域計画の位置付け内容等の変更		
	4	その他 ()		

【意見書の有無】

令和8年5月20日まで開催した協議の場において、不都合と判断する
意見書等の提出はございません。

【協議結果】

協議の場における意見等を取りまとめた結果、地域計画変更等の申し出
内容について、合意となったことから、様式5-1の一部を別添のとおりに
朱書き訂正とします。

※様式5-1の性質上、個人を特定し記載しているものではないため、個々の申し出に
対し、合意内容等の明記はございません。

令和8年(2026年)5月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくば市長 五十嵐 立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	谷田部地区 <small>(第14区 上横場 中内 館野 榎戸 北中妻 赤塚 下原 梶内 南中妻 下横場 福岡 北中島 市之台 今泉 新牧田 松野木 上原 手代木 西大沼 小野崎(小池を除く))</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月21日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作地は、将来遊休農地化が懸念されることから、地区内の認定農業者や新規就農者への円滑な集積・集約を進める必要がある。
第14区は広範囲のため耕作者が集まり協議する場や機会がなかった。広大な田を3~4人で耕作しており、離農者・故人の農地引き受けや受け手側の高齢化の進行もあり、限界状態にある。作業が間に合わず田返却の声も上がっている。担い手不足が深刻で、他地域からの既存米農家受け入れが必須、外部人材の確保なしに地域農業の継続は困難。
水稻は大規模設備投資が必須、研修生の受け入れ側も業務多忙により体制構築の不十分さがあり、継承が親世代に限定される傾向にある。開発により農地が分散し、所有者も点在しており、まとまった土地紹介が困難。宅地近接による農業用田面積が増加しており、一部営農が難しい場所もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要農産物は米である。また、都市近郊のため、畑作についても需要に合わせた多品種栽培にもシフトしている。セツ野菜での販売や直売所での季節ごとの販売等需要に対応している。農地利用については、認定農業者に加え新規就農者を育成し、利用していくが、地域内での担い手の確保が困難な状況にあるため、他地域からの参入を迎え、担い手不足解消していく。農地の集約化や再分配により、農地の大区画化や耕作条件の改善を進める。そのために地域と担い手が一体となって、継続的に農地利用について意見交換を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	645.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	266.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い土地や担い手の見込みのない土地について、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理事業を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大および農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 市、農業協同組合、普及センター等関係機関が連携して、地域内外から多様な経営体を募集する。生産する農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。担い手不足が深刻であるため、他地域からの既存米農家受け入れが必須、外部人材の確保なしに地域農業の継続は困難であるため、積極的な確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 耕作できなくなった耕作地を農業協同組合の関連会社等に委託することを検討するとともに、部分的な作業委託も検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近年、キジが多く鳥獣被害が増加傾向にあるため、地区内でその対策を検討する。
②既に取り組んでおり、今後も引き続き実施できるよう地区内で協議・推進していく。